

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成23年10月28日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時  
平成23年11月29日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時  
平成23年11月29日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法  
入札
- 5 公売保証金の納付期限  
平成23年11月29日午前10時50分
- 6 開札の日時  
平成23年11月29日午前11時00分
- 7 売却決定の日時  
平成23年12月6日午前11時00分
- 8 売却決定の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限  
平成23年12月6日午前11時30分
- 10 買受人の資格その他の要件  
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で, 京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財5

2 見積価額

3,720,000円

3 公売保証金

380,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地の表示

京都市東山区今熊野南日吉町

80番2

宅地

64.89㎡

以上登記簿による表示

(2) 建物の表示

京都市東山区今熊野南日吉町 84番地1

家屋番号 104番

工場

木造瓦葺2階建

1階 42.64㎡

2階 42.64㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、京阪本線「七条」駅から東方へ約1.4km(道路距離)に位置する。

(2) 公売財産(1)は、間口(北側)約9.5m、奥行(東側)約7mのほぼ長方形地であり、北側が幅員約4～4.7mの舗装市道に、東側が幅員約2.6～4mの舗装私道に概ね等高に接面しており、所有者の申立てによると、公売財産(2)の敷地として利用されている。

また、東側に接面する舗装私道は建築基準法上の道路である。

- (3) 公売財産(1)の一部は現況道路敷部分を含んでいるが、境界等、詳細は不明である。
- (4) 公売財産(2)の建築時期は不詳である。
- (5) 公売財産(2)の1階北側に一部増築がされており、登記簿数量は実体と異なる。  
増築時期は不詳である。

## 6 法的規制, 利用状況等

- (1) 準工業地域, 準防火地域, 指定建蔽率60%, 指定容積率200%, 15m第3種高度地区, 山ろく型美観地区, 日影規制(2)
- (2) 公売財産(2)のうち, 2階部分及び1階北西側の一部分(階段・便所等)を居宅として, 1階のうち北西側の一部分を除いた部分を陶磁器制作のための作業場としてそれぞれ賃貸されている。所有者及び賃借人の申立てによると, 平成23年8月現在の契約内容は, 賃貸部分, 2階部分及び1階北西側の一部分については, 用途, 居宅, 原契約締結日, 所有者側の申立てによると, 昭和25年頃, 賃借人の申立てによると, 昭和21年頃, 月額賃料, 8,000円, 契約形態, 口頭であり, 賃貸部分, 1階のうち北西側の一部分を除いた部分については, 用途, 作業場, 原契約締結日, 所有者の申立てによると, 平成8年頃, 賃借人の申立てによると, 平成15年頃, 月額賃料, 18,000円, 契約形態, 口頭である。その他の契約内容については不明である。

## 7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は, 隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は, 所有者と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)